

宇部市宇宙教育推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 宇宙を素材とした教育を推進し、科学技術に一層の興味を持つ児童生徒や、将来のイノベーション人材を育成するため、宇部市宇宙教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宇宙を素材とした教育活動及び事業の実施に関すること。
- (2) 関係する機関及び団体の連絡調整に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、教育部長のほか別表に掲げる団体等から選出された者をもって組織する。

- 2 別表に掲げる団体等は、必要に応じて追加することができる。
- 3 協議会は、必要に応じてアドバイザーの参加を求め、意見を聴くことができる。

(役員の選任)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長は、委員の互選により選出する。
 - (2) 副会長は、会長が委員の中から指名する。
 - (3) 監事は委員の互選により選出する。
- 2 会長、副会長及び監事は、職を兼ねることができない。

(役員の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。この場合、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をも

って当該委員の出席とみなすことができる。

- 4 会議の議決は、出席委員の3分の2以上で決する。
- 5 協議事項の内容により、会議の開催に代え文書による協議を行うことができる。
- 6 協議会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席又は資料提出を求め、意見等を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行う事務局は、宇部市教育委員会事務局社会教育課に置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が指定した者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月24日から施行する。

別表（第3条関係 令和2年一部改正、令和3年一部改正、令和4年一部改正）

宇部市教育委員会事務局 学校教育課
産業経済部 成長産業創出課
山口大学応用衛星リモートセンシング研究センター
山口大学 大学研究推進機構 先進科学・イノベーション研究センター
宇部工業高等専門学校
宇部天文同好会
宇部市社会教育委員